

平成22年 2月15日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰
(J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4)
問合せ先 取締役管理部長 西 山 義 信
TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 8 7 4 4

株式会社ISホールディングスに対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、株式会社ISホールディングス(以下、「ISH社」)に対して、下記のとおり訴訟を提起する事を決議し、本日付で東京地方裁判所に対して訴状を提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

当社とISH社間で締結した平成21年5月18日付「株式譲渡契約書」に基づくところの株式譲渡対価の支払請求等

2. 請求内容

株式譲渡対価延払分およびその利息の合計額1,041百万円

上記金額に対する平成21年11月14日から支払済みに至るまで年6%の割合による遅延損害金

3. 訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成22年2月15日

4. 訴訟に至った経緯

当社は、平成21年5月18日付プレスリリース「連結子会社の異動(譲渡)並びに株式譲渡契約書締結に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、同日付で当社が保有していたアイディーオー証券株式会社及びエフ・エックス・プラットフォーム株式会社の普通株式をISH社に対して譲渡する旨の株式譲渡契約書を締結し、当社が保有していた両社株式の全部を譲渡いたしました。

本件株式譲渡対価は、平成21年9月25日付プレスリリース「子会社株式売却に係る株式譲渡対価の確定に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり総額2,558百万円となっており、このうち1,527百万円につきましては平成21年9月25日までに受領しておりますが、延払分としていた1,150百万円から、上記平成21年9月25日付プレスリリース内でお知らせしておりますID0証券株式譲渡対価に係る調整額(119百万円)を差引いた額(1,030百万円)及び延払分の利息の合計額(1,041百万円。以下、「残代金」)については、平成21年11月13日までの当社とISH社との間で合意した日をもって支払日とする旨を定めておりました。

当社は、昨年の9月頃からISH社に対して上記契約に基づいて当該支払日を確定したい旨、要請をしてまいりました。ISH社よりは当社のこれら要請に対して明確な回答はありませんでしたが、ISH社は突如、上記支払期日の間近である昨年10月23日に至り、上記残額は支払わない旨、通知してまいりました。その通知内容は、本件株式譲渡契約書に基づき株式譲渡対価延払分から控除できる額があり、しかも当該控除額は延払分の額(1,150百万円)を超過しているというものでございました。

当社としてはISH社側の主張を検討しましたが、先方の控除できるとする根拠のほとんどは理解不能であり、全体として契約に定めた条件の範囲から逸脱した言い分である上、そもそも株式譲渡対

価からの控除額がある場合は、契約上、所定の手続き（監査法人等の第三者機関が算定したものを当社に提示する、もしくは控除額の内容について根拠資料等を提出する等）を踏む必要があるにも拘わらず、それが為されていないため、当社としてはISH社側の主張を到底許諾できるものでないと判断いたしました。

そこで当社は、昨年11月9日付でその旨をISH社に通知するとともに、支払日の合意期限である同月13日限りで契約どおり残代金の支払をなすよう請求したところ、ISH社側から本件について弁護士や会計士等の第三者を交えて中立な判断をしてもらうべく協議の場を設けたいとの要請がございました。

当社といたしましても、あくまでも契約どおりの義務を実行してもらえば異存ないところであり、上記第三者の中立な意見に基づき判断していただけることは大いに望むところでありましたので、先方の要請に応じて同日に協議を行うことといたしました。

当該協議の場におきまして、当社は、ISH社の主張は本件株式譲渡契約書の文言解釈として誤りであり、また主張自体に矛盾があること等を指摘し、先方の主張の根拠となる資料の提出を求めました。しかしながら、ISH社では、当社の指摘事項に対して明確に回答することができず、また根拠資料等の準備もできていないということから、11月末までに根拠資料を用意し、そして12月8日に改めて協議の場を設けて欲しいとの要望をいたしました。

このため、平成21年11月13日付のプレスリリース「株式譲渡対価の延払分の入金未了に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、同日までに残代金の入金はなされなかった次第でございます。

その後、昨年12月3日付で、ISH社から再度主張の提示がございましたが、その内容は前回とほとんど変わらず、また前回の協議に約束したISH社の主張を裏付けるために準備するとしていた資料がこの段階で未だ提出されておらず、交渉が進展する内容ではありませんでした。

昨年12月8日に第2回目の協議の場が設けられましたが、その場においても当社側からの指摘事項に明確な説明はなく、また当然に根拠資料の提示がないことを指摘いたしました。

これに対してISH社からは、再度主張を検討の上、12月18日までには再提出するから猶予して欲しいとの要請がありました。

当社はこの要請を受け入れ辛抱強く待ちましたが、ISH社から何の音沙汰もないまま、約束の当日（12月18日）の夜遅くになって、未だ準備が出来ていないため、再度猶予して欲しいとの連絡があるのみでした。その後も当方はどうなっているのかと照会を繰り返しましたが、先方からは未だ主張内容等がまとまっていないからと、何度も延期して欲しいとの通知があるばかりで、その結果、今日までISH社より明確な説明と根拠資料の提示はなされておられません。

ISH社との交渉の過程は以上のとおりであり、第1回協議の日から既に3ヶ月以上を経過しております。この間、当社としてはISH社側の主張に耳を傾けるべく先方の説明、根拠資料の提出を準備するための猶予を度々与えてまいりました。しかしながら、先方は所定の期日まで根拠資料を提示するという事を繰り返すだけで、今日までその約束は実行されておられません。

また、残代金の支払日について、ISH社側は“(当社と)クロージング日の再設定に関しても合意に至らず、これにより、支払いができない状況になっております。”と同社ホームページ上で主張しておりますが、当社は、昨年11月9日付で先方に対し11月13日とする旨通知済みであり、また昨年11月13日に行われた協議の場においても、先方は11月13日を支払日とすることに異議はないとしておりました。それを突如後日になって前言を翻してきたものであり、当社としては理解不能で甚だ困惑しております。

当社としてはISH社側の主張が契約に定められたものの範囲にあるならば、当然にそれを認めるべきものと思料しております。当社側は中立的・客観的に判断するために弁護士をはじめ当社の監査法人あるいはその他公認会計士等の専門家の意見も聴取いたしました。

また、当社としてはISH社より主張の理由、根拠を伺うための十分な機会及び時間的余裕を設けさせていただきました。しかるに前記のとおり、今日に至ってもISH社の主張の根拠のご説明はありません。そもそもISH社はその主張に正当なる根拠、合理性があるならば、本来昨年11月13日までに万全に準備すべきものであるところ、それすらもなされていない事自体にいささか疑問を呈さざるを得ません。上述のとおりまずは契約上の義務を履行せず、その後でその理由、根拠を探すという

行動には異議を申し立てざるを得ません。

以上の様な状態から、今後 I S H社からの説明や資料提出等を待っても残念ながら解決の望みは薄いものと判断せざるを得ません。よって、当社としては本件を裁判所による公明正大な判断に委ねるべく、本件訴訟提起に至った次第でございます。

5. 訴訟を提起した相手方(被告)

- (1) 商号：株式会社 I S ホールディングス
- (2) 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 1 1 番 1 号パシフィックセンチュリープレイス丸の内
- (3) 代表者：代表取締役社長 遠藤 昭二

6. 今後の見通し

本訴訟につきましては、今後の経過および進捗状況について適宜お知らせしてまいります。また、現時点においては、本訴訟が当社及び当社グループの業績に与える影響は不明であります。影響が明らかになった時点で、速やかに適時開示させていただきます。

以 上